

京都市交通局 I C 証票取扱規程を次のように制定する。

平成 19 年 3 月 30 日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局管理規程 7 - 7

京都市交通局 I C 証票取扱規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、京都市高速鉄道旅客運賃条例に基づき、本市高速鉄道事業（以下「高速鉄道」という。）で使用することができる I C チップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体も含む。以下「I C 証票」という。）の取扱い及び旅客運賃等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 I C 証票による、高速鉄道に係る旅客運送については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めのない事項については、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速運賃規程」という。）の規定による。

3 高速鉄道と I C 証票による共通利用が可能な他の交通機関（以下「他社局」という。）内の運送等については、当該他社局の営業規則又は運送約款等の定めによる。

(用語の意義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ポストペイ IC証票で高速鉄道を利用した場合の運賃を後払いすることをいう。
- (2) ポストペイ式IC証票 ポストペイ機能をもつIC証票をいう。
- (3) プリペイド ストアードフェア（IC証票に記録される金銭的価値で旅客運賃の支払等に充当するものをいう。以下「SF」という。）から高速鉄道を利用した場合の運賃相当額を減額することをいう。
- (4) プリペイド式IC証票 プリペイド機能をもつIC証票をいう。
- (5) チャージ IC証票に入金してSFを積み増しすることをいう。

（使用可能なIC証票）

第4条 高速鉄道において使用可能なIC証票の名称及びIC証票発行者名は別表第1のとおりとし、種類及び様式は別に定めるところによる。

（契約の成立時期）

第5条 IC証票による旅客の運送の契約は、高速鉄道においてIC証票に対応する自動改札機（以下「自動改札機」という。）による改札を受けて入場したときに成立する。ただし、他社局の入場駅において自動改札機による改札を受けた後、京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「連絡運輸規程」という。）別表第2に定める接続駅（以下「接続駅」という。）を經由して、引き続き高速鉄道の列車に乗車しようとする場合は、接続駅を越えたときに入場したものとみなし、IC証票による旅客の運送の契約が成立するものとする。

第2章 使用

第1節 通則

(使用方法及び適用運賃)

第6条 IC証票の使用方法及び適用される運賃は、次に定めるとおりとする。

(1) 高速鉄道におけるIC証票の使用方法及び適用運賃

IC証票は、旅客が乗車の目的で、自動改札機による改札を受けて入場し、旅客の運送が完了して自動改札機から出場する場合に、当該乗車区間に有効な普通券として使用することができる。この場合において、適用される運賃は、高速運賃規程第25条に定める運賃とする。

(2) 高速鉄道と他社局とを接続駅を経由して利用する場合におけるIC証票の使用方法及び適用運賃

入場駅において自動改札機による改札を受けた後、接続駅を経由して引き続き高速鉄道の列車に乗り入れ又は他社局へ乗り出したことをもってIC証票での入場又は出場とみなし、前号の規定を準用する。ただし、乗車区間が連絡運輸規程別表第2に定める範囲である場合は、同表に定める割引額を差し引いた運賃とする。

(ポストペイ機能の優先)

第7条 ポストペイ機能及びプリペイド機能の両機能が有効であるIC証票（以下「両機能付きIC証票」という。）を高速鉄道において使用する場合は、ポストペイ式IC証票として取り扱う。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合は、プリペイド式IC証票として取り扱う。

(効力)

第8条 IC証票を第6条の規定により使用する場合の効力は、次の各号に

定めるとおりとする。

(1) 当該区間片道1回の乗車に限り有効とする。この場合において、使用者が記名人であるIC証票（以下「記名人式IC証票」という。）においては記名人本人が使用するものとし、また、記名を必要としないIC証票（以下「持参人式IC証票」という。）においては持参する大人1人が使用するものとする。ただし、小児が大人運賃を減額することを承諾して持参人式IC証票を使用する場合も有効とする。

(2) 入場後は、当日に限り有効とする。

(3) 途中下車の取扱いはしない。

（利用履歴の確認）

第9条 旅客は、IC証票に対応する当局の定める所定の機器等により、IC証票の利用履歴を確認することができる。

（使用上の制限事項）

第10条 旅客は、1回の乗車につき、2以上のIC証票を同時に使用することができない。

2 IC証票は、他の乗車券等と併用して使用することができない。

3 高速鉄道の利用に際し、IC証票を使用して入場した場合は、当該IC証票以外の乗車券等で出場することができない。

4 IC証票により乗車券等を購入することはできない。

5 偽造、変造若しくは不正に作成され、又は不正に取得されたIC証票は、使用することができない。

6 接続駅を経由して高速鉄道と複数の他社局を利用する場合、その利用経路によってはIC証票を使用できないことがある。

(入出場の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、IC証票を使用して入出場又は降車することはできない。

- (1) 入場駅において自動改札機による改札を受けたIC証票を出場時に使用しなかった場合で、当該IC証票により再び入場しようとするとき。
- (2) IC証票により乗車以外の目的で駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき。
- (3) IC証票の破損、自動改札機の故障又は停電等やむを得ない事情によりIC証票の処理ができないとき。

(特定のIC証票による利用の制限)

第12条 IC証票発行者が特定のIC証票について使用を停止した場合は、旅客は当該IC証票により高速鉄道を利用することができない。

第2節 ポストペイ式IC証票

(片道1回乗車に適用される運賃の確定時期)

第13条 ポストペイ方式IC証票を第6条の方法で使用する場合、ポストペイにおける片道1回乗車の利用日時及び適用される運賃の確定時期は、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場する時とする。

(運賃計算期間)

第14条 ポストペイにおける運賃計算期間は、月初めから月末までの1箇月間とし、毎月末日に締め切るものとする。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により次月の運賃計算期間に繰り越す場合がある。

2 運賃計算における1日とは、当日の午前3時から翌日の午前3時までと

する。

(ポストペイ運賃の確定及び請求)

第15条 ポストペイによる支払運賃(以下「ポストペイ運賃」という。)

は、運賃計算期間内における運賃の総額に所定の割引を適用した運賃とする。

2 ポストペイ運賃は、当該ポストペイ式IC証票の発行者が管理者に代わって旅客に請求するものとする。

(ポストペイ運賃)

第16条 高速鉄道で適用されるポストペイ運賃は利用額割引料金とし、次

条に定める利用額割引を適用したものをいい、その種類は、大人、小児とする。

(利用額割引の計算)

第17条 利用額割引の計算は、運賃計算期間に同一のポストペイ式IC証

票で高速鉄道を利用した運賃の総額に対し、別表第2に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じた金額(銭未満は切り捨てる。)の合計額(円未満は切り捨てる。)とする。

2 前項に定める利用額割引の計算において、別途管理者が定める特別の運送条件を付した逓減率を適用することができる。

(特定のポストペイ式IC証票による利用の制限)

第18条 IC証票発行者が、特定のポストペイ式IC証票についてポスト

ペイ機能を制限した場合は、旅客は当該IC証票を使用してポストペイにより高速鉄道を利用することができない。

2 ポストペイ式IC証票において、その証票に記載する有効期限の終了月

の翌月以降、当該 I C 証票により高速鉄道を利用することはできない。

(紛失、盗難等による乗車運賃の負担)

第 19 条 ポストペイ式 I C 証票の紛失、盗難、詐取及び横領等により他人が I C 証票を使用して乗車した場合、当該乗車に係る運賃は当該 I C 証票記名人が負担するものとする。

第 3 節 プリペイド式 I C 証票

(運賃相当額の減額)

第 20 条 プリペイド式 I C 証票を第 6 条の方法で使用する場合は、降車駅から出場する時に当該乗車に係る運賃相当額を当該 I C 証票の S F から減額するものとする。

(入出場の制限)

第 21 条 第 11 条に定めるほか、高速鉄道において次の各号のいずれかに該当する場合には、旅客は、プリペイド式 I C 証票を使用して入出場することはできない。

(1) プリペイド式 I C 証票を使用して入場しようとする場合であって、当該 I C 証票の S F が 10 円に満たないとき。ただし、別に定める場合を除く。

(2) プリペイド式 I C 証票を使用して入場した場合であって、出場時に当該 I C 証票の S F が減額する運賃相当額に満たないとき。

(チャージ)

第 22 条 旅客は、当局の定める所定の機器等によりプリペイド式 I C 証票にチャージすることができる。

(S F の確認)

第23条 旅客は、プリペイド式IC証票のSFを当局の定める所定の機器等により確認することができる。

(SFの払戻し)

第24条 SFの払戻しは、行わないものとする。

(両機能付きIC証票)

第25条 前3条の規定は、両機能付きIC証票の使用において準用する。

2 両機能付きIC証票において、旅客はIC証票発行者の定めるところにより、入出場駅において自動改札機を使用する際に自動的にチャージすることができる。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合はこの方法によるチャージはできない。

第3章 無効

(無効となる場合等)

第26条 IC証票は、次の各号のいずれかに該当する時は無効とする。この場合において、第1号又は第2号に該当する時は、当該IC証票を回収するものとする。

- (1) 記名人式IC証票を記名人以外の旅客が使用したとき。
- (2) 偽造、変造及び不正に作成されたIC証票を使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (3) 使用資格を限定したIC証票をその資格を有しない旅客が使用したとき。
- (4) 乗車開始後の持参人式IC証票を他人から譲り受けて使用したとき。
- (5) IC証票をその使用条件に基づかないで使用したとき。
- (6) その他、IC証票を不正乗車的手段として使用したとき。

(不正使用等の旅客に対する割増運賃の徴収)

第27条 前条の規定によりIC証票を無効とした場合は、普通旅客運賃及び割増運賃を徴収する。この場合において、徴収する額は、高速運賃規程第96条の規定を準用する。

2 前項の規定により、高速鉄道において普通旅客運賃及び割増運賃を徴収する際、乗車駅が判明しない場合は、高速運賃規程第97条の規定を準用する。

第4章 乗車中止及び運行不能

(乗車を中止して同一駅で出場する場合の取扱い)

第28条 高速鉄道において、旅客がIC証票を使用して自動改札機による改札を受けて乗車を開始した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び乗車開始駅まで乗車して出場する場合は、実際の乗車区間の往復普通旅客運賃を現金で支払ったうえ、IC証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(運行不能となった場合の取扱い)

第29条 高速鉄道において、旅客がIC証票を使用し、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号に定める取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。

- (1) 運行不能となった駅での乗車の中止
- (2) 乗車駅での乗車の中止及び乗車駅までの無料送還
- (3) 乗車駅に至る途中駅までの無料送還

2 高速鉄道において、運行不能区間に対して振替輸送を行う場合の取扱いは、別に定める。

第5章 雑則

(施行の細目)

第30条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

当局線で使用可能なIC証票の名称及びIC証票発行者名

IC証票の名称	IC証票発行者名	有する機能	種別	使用者
PiTaPaカード (同等の機能をもつ IC証票を含む。)	株式会社スルッと KANSAI	ポストペイ プリペイド	大人用	記名人
PiTaPaジュニアカード (同等の機能をもつ IC証票を含む。)				
PiTaPaキッズカード (同等の機能をもつ IC証票を含む。)			小児用	
ICOCA	西日本旅客鉄道 株式会社	プリペイド	大人用	持参人
スマートICOCA				記名人
ICOCA定期券				
スマートICOCA 定期券				
小児用ICOCA			小児用	
小児用ICOCA定期券				

備考 ICOCA定期券、スマートICOCA定期券及び小児用ICOCA

A定期券において、プリペイド機能が制限されている場合は除く。

別表第2（第17条関係）

適用区分及び逓減率

（1）大人

適用区分	逓減率
¥0 から ¥3,000 以内	100.00%
¥3,000 を超え ¥3,300 以内	0.00%
¥3,300 を超え	90.91%

（2）小児

適用区分	逓減率
¥0 から ¥1,500 以内	100.00%
¥1,500 を超え ¥1,650 以内	0.00%
¥1,650 を超え	90.91%

（交通局企画総務部総務課）